



みんなの安心
介護保険

介護保険料は大切な財源です 期限内に納めましょう

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しており、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるよう、保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の減免制度について

■以下のような場合には第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減免制度があります。

《災害等による減免》

- ・震災、風水害、火災などの被害により住宅、家財、又はその他の財産について著しく損害を受けたとき。
- ・死亡や長期間の入院、心身に重大な傷害を受けるなどして収入が著しく減少したとき。
- ・事業または業務の休廃止、著しい損失、失業、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。

《低所得者減免》（※生活保護受給者は対象になりません）

- ・保険料段階が1～3段階に該当する方で、下記①～③のすべてに当てはまる場合に適用されます。
 - ①収入が次のいずれかに該当する
 - (A) 保険料段階が1段階で、本人の収入額が42万円（他の世帯員1人につき18万円ずつ加算）以下。
 - (B) 保険料段階が2・3段階で、本人の収入額が84万円（他の世帯員1人につき36万円ずつ加算）以下。
 - ②住民税課税者に扶養されておらず、生計を共にしていない。
 - ③資産等を活用しても、なお生活が困窮している状態にある。

介護保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、以下のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

- 1年間保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用がいったん全額利用者負担になります。被保険者証には「支払方法変更の記載」が行われます。
- 1年6か月間滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。
- 第1号被保険者で保険料を滞納していた人が新たにサービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

詳しくは 杵藤地区介護保険事務所業務係 ☎0954-69-8223 <http://www.kitou-web.jp/kaigo/>
健康課 ☎0954-23-9135

有料広告

土地

田・畑・雑種地古家付きでも一度ご相談下さい！
※買取不可の場合もありますが、仲介費も可能です。

買取ります！

50坪～ 査定は **無料** です！

1000坪 **九州丸** 武雄大町店

tel. 0952-82-3620

株式会社アルファホーム
杵島郡大町町大字福母1578-1
MAIL: mail@alpha2001.jp
URL: http://www.alpha2001.jp
佐賀県知事免許(4)第2166号
(公社)全日本不動産協会佐賀本部
(公社)不動産保証協会佐賀本部会員
広告有効期限:平成29年12月末

有料広告



弁護士法人
みどり法律事務所
Midori Law Office

弁護士 鬼橋正敏（佐賀県弁護士会所属）

事務所 〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下5663-2
TEL 0954-22-6331
FAX 0954-22-6332